

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

令和3年9月29日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 3件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2100028号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2100048号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和51年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成12年3月31日から同年4月1日まで
平成11年9月6日から平成12年3月31日までA事業所に臨時職員のB職として勤務した。
しかし、年金記録では、当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格喪失日が、平成12年4月1日ではなく、同年3月31日となっている。
当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格喪失日を平成12年4月1日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A事業所は、請求期間当時、臨時職員のB職については、3月30日までの雇用契約期間であり、3月31日は勤務していなかったと考えられる旨回答している上、雇用保険の被保険者記録によると、請求者の同事業所における離職日(退職日)は、平成12年3月30日であることが確認でき、当該記録は、厚生年金保険の被保険者資格喪失日(平成12年3月31日)と符合している。

また、請求期間当時の事務担当者は、「私が勤務していた当時は、4月1日にC行事があり、その準備のため3月31日は休業しており、臨時職員は3月31日に勤務していなかった。当法人は監査が厳しかったため、臨時職員の雇用契約書や出勤簿のほか、社会保険や労働保険の関係書類についても適正に管理するよう注意を払っており、臨時職員が退職する3月分の社会保険料の控除をするようなことはなかったはずである。」と述べている。

さらに、請求者は、自身と同じく臨時職員のB職で、同時期に退職した同僚二人を記憶しているところ、オンライン記録及び雇用保険の被保険者記録によると、当該同僚二人は、請求者と同じく、雇用保険の離職日は平成12年3月30日、厚生年金保険の被保険者資格喪失日は平成12年3月31日であることが確認できる。

加えて、上記同僚二人に照会し、一人から回答を得たところ、同人は、「私は平成11年3月から平成12年3月まで勤務したが、当時、当該事業所では、3月31日は、翌日のC行事の準備のため休業だった。正職員は3月31日も勤務していた記憶があるが、臨時職員だった私は3月31日に勤務していなかったと思う。」と陳述している上、同人から提供された給与支給明細書により、当該同僚は平成12年3月分の厚生年金保険料を給与から控除されていなかったことが確認できる。

その上、オンライン記録及び雇用保険の被保険者記録によると、当該事業所では、請求期間及びその前後の期間において、毎年、雇用保険の離職日が3月30日であり、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が3月31日である者が確認できる。このうち平成10年から平成21年までの期間に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している18人（前述の同僚二人を除く。）に照会し、11人から回答を得たものの、いずれの者からも、3月31日に勤務し、当該3月分の厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる資料や具体的な陳述は得られなかった。

なお、当該事業所は、上記18人のうち、平成18年以後に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している7人について、雇用契約書、退職願、出勤簿及び賃金台帳を保管しており、これらの資料の提供を受けて検証したところ、当該7人はいずれも3月30日付けで退職し、当該3月分の厚生年金保険料は給与から控除されていないことが確認できる。

このほか、請求者の請求に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2100066号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2100049号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所(現在は、B事業所)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成19年3月19日から同年7月1日まで

A事業所が運営するC勤務地に平成19年3月19日から勤務していたが、厚生年金保険の被保険者資格取得日が平成19年7月1日となっている。

面接時に試用期間は3か月である旨説明を受けたが、健康保険と厚生年金保険は法定どおり加入させると聞いていたので、請求期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の被保険者記録、請求者から提出された日記の記載内容及び事業主の回答から判断すると、請求者は、請求期間において、A事業所に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、事業主は、当時の資料を保管していないため、請求者の厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除について確認することはできないが、請求期間当時、試用期間経過後に厚生年金保険に加入させていたため、試用期間において、厚生年金保険料は控除していなかった旨回答している。

また、請求者が名前を挙げた同僚のうち個人が特定できた11人、及びオンライン記録により請求期間当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる6人(新規適用日に資格取得している者を除く。)の計17人のうち14人について、雇用保険の被保険者記録が確認できるところ、このうち12人は、雇用保険の被保険者資格取得日の約1か月から5か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、これは、上述の事業主の回答と符合している。

さらに、上述の同僚17人のうち、生存及び所在が確認できた16人に照会し、11人から回答が得られたところ、自身の厚生年金保険料の控除について記憶している複数の同僚は、厚生年金保険料は試用期間経過後に控除されるようになったと回答しており、他の同僚からも、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び具体的な陳述は得られなかった。

加えて、オンライン記録によると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる上、D国民健康保険組合は、請求者の組合員資格喪失日は平成19年7月1日である旨回答しており、当該資格喪失日は、請求者の当該事業所における健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格取得日と一致している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2100056号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2100050号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成10年1月19日から平成12年4月1日まで

A社には、正社員雇用ということで平成10年1月19日より勤務し、事務員の仕事をしていた。年金記録によると、同社における厚生年金保険の被保険者資格取得日が平成12年4月1日となっているので、同被保険者資格取得日を平成10年1月19日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の雇用保険被保険者記録、請求者が所持する雇用保険受給記録証明及び事業主の回答により、請求者は、請求期間において、A社に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社が保管する厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書(国民健康保険組合被保険者)(以下「決定通知書」という。)により、A社は、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得日について、平成12年4月1日とする届出を行ったことが確認できる上、A社は、「請求期間当時の給与や雇用契約に係る資料は残っていないので、請求者が入社時から厚生年金保険に加入していない理由は不明だが、決定通知書を見ると、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料は控除していないと思われる。」と回答している。

また、請求者は、A社は社会保険関係の業務をB市内の社会保険労務士に委託していたところ、当該社会保険労務士の事務所は廃業しており、その業務を引き継いだとする社会保険労務士は保存期限の過ぎた書類は破棄したので、A社に係る書類は残っていないと回答している。

さらに、請求者が自身と同じ事務員だったとして名前を挙げた二人のほか、オンライン記録により、A社が厚生年金保険の適用事業所となった平成9年8月1日又は同年9月1日に同保険被保険者資格を取得した者のうち、請求期間の終期である平成12年に被保険者記録が確認でき、かつ、生存及び所在が確認できた20人の計22人に照会し、7人から回答を得られたものの、いずれの者からも請求者の請求期間における厚生年金保険料が事業主により控除されていたことをうかがわせる陳述は得られなかった。

加えて、請求者は改製前の戸籍の附票によると、請求期間はB市(現在は、C市)に居住していたことが確認できるところ、C市の回答により、請求者は、請求期間について、B市の国民健康保険に加入していることが確認できる上、オンライン記録によると、請求者は、平成9年11月19日に国民年金の被保険者資格を取得し、請求期間の一部である平成10年4月から平成12年3月までは、国民年金保険料の全額申請免除期間と記録されていることが確認でき

る。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。